

【投資信託インターネット取引約款 新旧対照表（2023年4月1日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
<p><b>投資信託インターネット取引約款</b></p> <p style="text-align: right;">2022年7月</p>	<p><b>投資信託インターネット取引約款</b></p> <p style="text-align: right;">2023年4月</p>
<p><b>第2条（本サービスの内容及びつみたてNISAにおける本サービスご利用の特則）</b>            (1) お客さまは、インターネットを通じて以下のサービスを利用することができます。なお、第1号、第2号、第3号の申込みを「注文」と総称します。</p> <p>① 投資信託の購入の申込み（金額指定による申込みに限ります。）            ② 投資信託の解約の申込み（口数指定による申込みに限ります。）            ③ 投信積立サービス（このうち非課税累積投資契約を利用した投信積立サービスを「つみたてNISA」といいます。以下同じ。）の新規申込・変更・中止の申込み            （投信積立サービスの新規申込は、当社所定の「預金口座振替申込書兼依頼書」をあわせて提出いただく必要があります。）            ④ 取引履歴等の照会            ⑤ 第9条に定める電子交付サービス            ⑥ 第23条に定める提供情報の利用</p>	<p><b>第2条（本サービスの内容及びつみたてNISAにおける本サービスご利用の特則）</b>            (1) お客さまは、インターネットを通じて以下のサービスを利用することができます。なお、第1号、第2号、第3号の申込みを「注文」と総称します。</p> <p>① 投資信託の購入の申込み（金額指定による申込みに限ります。）            ② 投資信託の解約の申込み（口数指定による申込みに限ります。）            ③ 投信積立サービス（このうち非課税累積投資契約を利用した投信積立サービスを「つみたてNISA」といいます。以下同じ。）の新規申込・変更・中止の申込み            （投信積立サービスの新規申込は、当社所定の「預金口座振替申込書兼依頼書」をあわせて提出いただく必要があります。）            ④ 取引履歴等の照会            ⑤ 第9条に定める電子交付サービス            ⑥ 第24条に定める提供情報の利用</p>
<p><b>第13条（注文の受付等）</b>            (6) 本サービスでは、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対応、少額投資非課税制度（NISA）に関する申請及び口座開設の対応並びに指定預金口座、<u>印鑑</u>、氏名、住所の変更手続対応等はできません。当該対応又は変更手続等が必要な場合には、お客さまは当社に連絡のうえ所定の手続きを行うものとします。</p>	<p><b>第13条（注文の受付等）</b>            (6) 本サービスでは、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対応、少額投資非課税制度（NISA）に関する申請及び口座開設の対応並びに指定預金口座、氏名、住所の変更手続対応等はできません。当該対応又は変更手続等が必要な場合には、お客さまは当社に連絡のうえ所定の手続きを行うものとします。</p>
<p><b>第18条（MRF自動購入・MRF自動解約）</b>            (2) お客さまが金銭を当社に払い込む場合、特にお客さまよりお申し出がない限り、当社所定の方法にて当社の指定する銀行預金口座に入金し、当該払込金の受入れを当社が確認したものについては、当該入金日に <u>MRF</u> の取得申込みがあったものとして取り扱います。なお、原則当社所定の時刻までに当社が確認したものについては、当該入金日をMRFの受渡日として取り扱います。</p> <p>(3) お客さまが、当社において投資信託の購入を行い、その受渡前営業日終了時点でのお客さまのお預り金が、当該購入代金等に不足する場合には、当社は、購入代金等からお預り金を差引いた額について、お客さまより <u>MRF</u> の残高の範囲内で解約の申込みがあったものとして、MRFを解約し、充当します。</p>	<p><b>第18条（MRF自動購入・MRF自動解約）</b>            (2) お客さまが金銭を当社に払い込む場合、特にお客さまよりお申し出がない限り、当社所定の方法にて当社の指定する銀行預金口座に入金し、当該払込金の受入れを当社が確認したものについては、当該入金日に <u>MRF</u> の取得申込みがあったものとして取り扱います。なお、原則当社所定の時刻までに当社が確認したものについては、当該入金日をMRFの受渡日として取り扱います。</p> <p>(3) お客さまが、当社において投資信託の購入を行い、その受渡前営業日終了時点でのお客さまのお預り金が、当該購入代金等に不足する場合には、当社は、購入代金等からお預り金を差引いた額について、お客さまより <u>MRF</u> の残高の範囲内で解約の申込みがあったものとして、MRFを解約し、充当します</p>
<p><b>第22条（届出事項の変更）</b>  <u>お届出の印鑑を失ったとき</u>、又は<u>印鑑</u>、氏名、住所、指定預金口座その他の届出事項に変更があったときは、「投資信託関連約款等」の規定に従って、お客さまは、直ちに当社所定の手続きを行うものとします。</p>	<p><b>第22条（届出事項の変更）</b>            氏名、住所、指定預金口座その他の届出事項に変更があったときは、「投資信託関連約款等」の規定に従って、お客さまは、直ちに当社所定の手続きを行うものとします。</p>

旧	新
<p><b>第 28 条（免責事項）</b></p> <p>⑫ 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューター・システム及び機器等の障害等による、情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行など。なお、当社又は当社以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となったために生じた損害についても、同様とします。</p>	<p><b>第 28 条（免責事項）</b></p> <p>⑫ 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューター・システム及び機器等の障害等による、情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行など。なお、当社又は当社以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線及びコンピュータ等の障害並びに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となつたりしたために生じた損害についても、同様とします。</p>
2022 年 7 月 25 日改正	2023 年 4 月 1 日改正